

伊勢崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第1号

伊勢崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
伊勢崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第1項中「6月」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市証人等の実費弁償等に関する条例

第1条中「実費弁償」の次に「及び市の機関の依頼により公務の遂行を補助するため講師、通訳等として旅行する職員以外の者の旅費」を加える。

第2条中「証人等」を「者」に改め、同条第1号中「者」を「証人等」に改め、同条第2号中「以外の者」を「以外の証人等」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員以外の者で市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行したもの

第3条の見出し中「実費弁償」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第3号に掲げる者には、旅費を支給することができる。

第4条第1項中「第2条各号に掲げる者」を「証人等」に改め、同条第3項中「前2項に定めるもののほか、」を「第2条第3号に掲げる者に支給する旅費の種類及びその額並びに同条各号に掲げる者に支給する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

2 伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例(平成17年伊勢崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条中「伊勢崎市証人等の実費弁償に関する条例」を「伊勢崎市証人等の実費弁償等に関する条例」に改める。

伊勢崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市学校給食センター条例(平成17年伊勢崎市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条中「堀口町500番地1」を「西小保方町692番地5」に改める。

第3条の表伊勢崎市第一学校給食調理場の項の次に次のように加える。

伊勢崎市第一東学校給食調理場	伊勢崎市西小保方町692番地5
伊勢崎市第一西学校給食調理場	伊勢崎市西小保方町692番地5

第2条 伊勢崎市学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

第3条の表伊勢崎市第一学校給食調理場の項、伊勢崎市赤堀学校給食調理場の項及び伊勢崎市あずま学校給食調理場の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年8月27日から施行する。

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公民館条例（平成17年伊勢崎市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢崎市宮郷公民館の項中「田中島町1164番地」を「田中島町1102番地」に改める。

別表第2 北公民館の部講義室の項中「講義室」を「講座室」に改め、同表宮郷公民館の部を次のように改める。

宮郷 公民館	第1研修室	210円	310円	530円	1,080円
	第2研修室	210円	310円	530円	1,080円
	第3研修室	210円	310円	530円	1,080円
	大会議室	210円	310円	530円	1,080円
	小会議室	210円	310円	530円	1,080円
	第1和室	210円	310円	530円	1,080円
	第2和室	210円	310円	530円	1,080円
	料理実習室	210円	310円	530円	1,080円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項各号列記以外の部分中「該当する者」の次に「(被保険者の資格を取得した日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）

18 当分の間、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税（所得割額に限る。）の減免に係る第 29 条第 1 項の規定の適用については、同項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 25 日

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第1号のウ」を「第1号ウ」に、「前号のイ」を「前号イ」に改める。

第14条を次のように改める。

（連帯保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし据置期間後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、連帯保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

伊勢崎市ひとり親家庭等福祉手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市ひとり親家庭等福祉手当条例の一部を改正する条例

伊勢崎市ひとり親家庭等福祉手当条例（平成17年伊勢崎市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とは」の次に「、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で」を加え、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「ひとり親家庭」を「ひとり親家庭等」に、「その児童を」を「その児童と同居（住民基本台帳上同一の世帯に記録されていることをいう。以下同じ。）し、」に改める。

第3条第1項第1号中「(昭和42年法律第81号)」を削る。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、支給認定に係る児童について同一月内に新たに受給の申請をしたときは、翌月から支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢崎市ひとり親家庭等福祉手当条例第2条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申請する者について適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 9 号

伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例（平成 2 8 年伊勢崎市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「その児童を」を「その児童と同居（住民基本台帳上同一の世帯に記録されていることをいう。以下同じ。）し、」に改める。

第 5 条第 2 項中「、準備金を支給することを決定した場合は、当該申請をした者に対し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 0 号

伊勢崎市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例

伊勢崎市交通遺児等福祉手当条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市に」を削り、「よる記録（以下「記録」という。）をされた」を「基づき本市の住民基本台帳に記録されている」に改め、「（保護者の住所が本市にある者の子弟で就学のため特別支援学校の寄宿生活のために転出した者を含む。）」を削り、同項第 1 号中「交通事故」を「現に児童を監護している父又は母（父母がない場合は、現に児童を養育している者）が、交通事故」

に、「保護者に保護されていた者」を「当該児童」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者（複合する障害により1級、2級又は3級に該当する障害と認められる者を含む。）
- (3) 群馬県療育手帳に関する規則（平成27年群馬県規則第74号）第4条第2項の規定によりA又はB1の療育手帳の交付を受けている者
第2条第1項に次の2号を加える。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により現に支給されている特別児童扶養手当に係る障害児
第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する交通遺児等と同居（住民基本台帳上同一の世帯に記録されていることをいう。以下同じ。）して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した交通遺児等
- (2) 父又は母が監護しない交通遺児等

第3条本文中「本市に」を「住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に」に、「保護者」を「、交通遺児等と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持している父若しくは母又は養育者」に改め、同条ただし書中「前条第1項第2号及び第3号の規定に該当する交通遺児等のうち」を削り、「措置されて」を「入所等して」に、「保護者」を「父若しくは母又は養育者」に改める。

第4条中「保護者」を「者（以下「申請者」という。）」に改める。

第5条第2項中「保護者」を「申請者」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、支給認定に係る交通遺児等について同一月内に新たに受給の申請をしたときは、翌月から支給する。

第11条第4号中「母の再婚によりその配偶者と交通遺児等が同居した」を「父若しくは母が婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にある」に改める。

第14条中「保護者」を「申請者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢崎市交通遺児等福祉手当条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に申請する者について適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

（伊勢崎市交通遺児入学・卒業祝金条例の一部改正）

3 伊勢崎市交通遺児入学・卒業祝金条例（平成17年伊勢崎市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第2項に規定する保護者」を「第3条本文に規定する父若しくは母又は養育者」に改める。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め

る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年伊勢崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1,080,000円」を「1,188,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、

「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」

に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を

「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

附則第 1 6 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 2 2 条第 4 項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年伊勢崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、伊勢崎市市税条例附則第 1 5 条の 6 第 2 項の改正規定中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 1 6 条第 1 項の

改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中伊勢崎市市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）

附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 1 年伊勢崎市条例第 1 4 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の伊勢崎市市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 3 0 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 3 1 年度分の軽自動車税について適用し、平成 3 0 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。



伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第19項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項から第44項まで若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行

の日の前日までの間における新条例附則第 19 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 16 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第17号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,300円とする。

第3条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、41,800円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,700円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢崎市介護保険条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。